

< 報道発表資料 >

平成31年3月18日

第7回埼玉県河川整備計画策定専門会議の開催について

埼玉県では、県内を7つのブロックに分けて、それぞれ河川法第16条の2第3項に基づき学識経験を有する者の意見を聴き、河川整備計画の策定を行ってきたところ
です。

このたび、利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の一部変更を行うにあたり、学識経験を有する者の意見を聴取する場として、下記の通り第7回埼玉県河川整備計画策定専門会議を開催いたしますので、お知らせいたします。

1 日 時

平成31年3月25日(月) 10:00～12:00

2 会 場埼玉県県民健康センター 大会議室C
埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1**3 委 員**

河川に関し学識経験を有する者

4 主な内容利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画(変更)(原案)について
(一級河川大場川の整備内容の変更)

5 公 開

- ・ 会議は公開で行います。
- ・ カメラ撮りは、冒頭部分のみ可能です。
- ・ 傍聴をご希望の方は、上記の開始予定時刻前までに、会場へお越してください。
- ・ 受付開始時刻は当日 9 時 3 0 分からです。
- ・ 傍聴の受付は先着順で行い、会場等の都合により、人数を制限する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

参 考

< 河川法第 1 6 条の 2 第 3 項 >

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

< 埼玉県の河川整備計画について >

埼玉県ホームページ<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>